

正式にはたいへんながい名称であるが、簡単には近付連幼稚園部会というものが、国立大学の付属幼稚園六園で構成されていることを見逃がすわけにはいかない。

教員養成大学の付属幼稚園としての任務も大きいが、全国の幼稚園部会に属していながら、近畿としてかなりまとまって独自の研究部会を持ち、年三、四回以上も会場は輪番制で、殆んど全教官が集い、共通問題を討議し、テーマを年々設定して研究を進めている。

△今後の問題▽

幼稚園と保育所の一元化、あるいは幼稚園の義務制など、大きすぎる問題がたくさんある中で、やはり人づくりの根本は、人間教育をする人づくりの問題が大きいことはいうまでもない。とりわけ、幼稚園（保育所もふくむ）やそれに関係する教員（保姆）が社会的に認められていない問題が一番大きい問題ではないかと思う。

人類みではいけない。我々それに従事するものが、もつともっと真剣にとり組んでよい問題である。そのためには、現在におけるお互いの資質向上のため、より高くより深く研さんをつんていかなければならぬ。さらにまた幼稚園というさせまい世界にとじこもっていなくて、もつともっと広い視野にたって教育の問題にとり組まねばならないと思う。

最近、関西幼年教育研究会として発足しようとしている動きは、今後の活動が期待されるものとしてまことによろこばしい存在である。

（大阪学芸大学付属幼稚園）

保育所の現状

戸田圓八郎

大阪市の発行する統計時報によると、大阪市における満五才児の幼稚園、保育所に対する通園は、昭和三年においては、五才児一〇〇人につき六三・五人が通園していたが、昭和三七年には一〇〇人につき八〇・七人と、学令前教育の必要性を反映して、非常に高い数字を示している。そして、保育所、幼稚園における入所人員を一〇〇とすると、それぞれの年令構成は下のように示されている。

幼児人口の減少と、幼児教育への関心が、反映されて、幼稚園では、二年保育、三年保育児の増加の傾向がみられ、保育所では、母親の就労とう、社会的、経済的な条件が反映されて、保育児の低年令化の方向は、はげしく、とくに厚生省の

	2才以下	3才	4才	5才	6才以上	計
幼稚園	—	4.0	28.2	62.8	—	100
保育所	9.5	16.2	28.0	44.9	1.4	100

いう乳児保育、満三才未満児の保育が逐年増加している。

△保育所の問題点△

保育所は児童福祉法で規定されているように、保育に欠くる子どもを公の責任において保育する所である。保育所入所の順位が、措置順位として昭和三六年からきめられている。その第一は、母親の外勤が理由となっている。その第二は、母親の内職業、母親の家庭における就労の事実が理由になっている。その(3)以下は、母親の病気、出産、環境不良などが理由になっている。

昭和三八年五月現在、大阪市民生局の調査によると、八一七名の保育所入所児の内、母親の外勤という措置理由(1)の子どもは三七九名、措置理由(2)の子どもは三六四六名で、それぞれ入所児童の四〇%を占めている。しかし町では保育園のスクールバスが走っている。水曜、土曜は昼までの保育所がある。午後の四時になると子ども一人もいない保育所がある。夏休み、冬休みのある保育所がある。そして、三才未満の子どもを保育している保育所が、極めて少なく、働く母親たちの集りでは、乳児保育所がほしいと切実にまで要求されている。新聞紙上には、母親の就労の為、その不在家庭の子どもの水死事故、交通事故などなど紙面を賑わしている。保育所入所児の八〇%が、母親の就労を理由にして、公費によって(収入によって、保育所利用料(保育料)が地方自治体の定める実収基準によってとられるが)保育されながら、以上のような事実があることが、保育所を考える時の一番の問題点であると思う。人口三五〇

万といわれる日本で第二の大都市、大阪市でさえ、保育所が僅かに一二七ヶ所(市立四六、私立八二)九一七五人しか保育されていない。全国で約一万ヶ所、人口千人に対して、保育所定員の割合は七・九人という、全国の状態と同じく大阪市でも保育所の絶対数が少ないということがその大きな理由と考えられる。

児童福祉法では、保育の最低基準を定め、それを維持する為の費用として、保育単価を定めている。そして最低基準は、文字通り最低の基準であって、これを上廻ることを望んでいる。しかし、児童の措置者である大阪市は、市立施設を四六しか設けず、八一の私立施設に措置児を委託するという形で、貧しい私立施設に依存する保育行政を行なっている。安上りの行政を行なう結果から、市立と私立によって、子どもの待遇費に差のあることがたださえ低い保育予算にしほられる私立施設の児童との待遇の上に差別を生んでいることが、第二の問題として指摘できる。保育単価は定員六〇名の施設で、三才以上(幼児)は月額三五一〇円、三才未満児(乳児)は月額四八〇〇円、幼児三〇名に保母一人、乳児九人に保母一人で、その予算は保障している。そして保母の給与は基準額として一四六〇円、給食費は幼児日額一五円一二錢、乳児日額四三円七〇錢で保育材料費を含めその他の日々の諸費は幼児日額六円二十二錢、乳児七円五錢でおやつ代は日額三円(三〇円ではありません)、修繕費は坪当り年額六〇〇円、火災保険料も、資産の償却費も見込まれない、というそんな予算で最底基準が保障されているのである。そこ

で市立施設と私立を比較すると、市立の場合、保育単価はすべて保育事業収入として大阪市の財源に繰り入れられず、市の独自の予算が組まれる。市立の保母は、短大出で五年勤務すると、本俸は二〇八〇〇円であるが、私立の場合一四六〇〇円の基準で、定員六〇名の場合、保母は幼児のみであると二人でいいわけであるから、二九二〇〇円の中で、勤続何年であろうが人件費は操作されるわけであるから、他の職種の市立保母の賃金の二分の一が実状である。市立は施設の整備費、修繕費なども、市費でもって行なわれており、設備などにおいても、私立に比べて充実している。

この点で市立保育所への入所児の費用ふたんは、市の定める保育料の他、父母の会費などの負担で済むわけであるが、私立の場合は市の定める保育料の他に、いろいろの名目のもとに費用が徴収されている。同じ市民の子らが、その入所先が市立である、私立であることによつて、設備、費用などの面で格差のあることは、大きな問題点であると考えられる。私は、このような行政の中で、地域のニードに応える中でのみ、その経営が可能になってくるわけである。昭和三七年一〇月一日現在で〇才、一才の乳児の保育は、児童数は大阪全市で僅か一七一人しか行なわれてはいないが、それがすべて、財政的に乏しい私立の施設でのみ行なわれている。二才児は五二〇人保育を受けているが、市立では僅か、その中、一一人が保育を受けているような現状である。一番手厚い配慮を必要とする乳児の保育が市立て行なわらず、地域のニードの中でのみ、経営が保障

される私立で行なわれていることが次の問題となつてくると思ふ。

また保育時間においても、市立は午前八時から午後四時といふことになっている。大阪市での保育所入所児の八〇%が、母親の就労が入所理由であることを考へる時、この保育時間では、子どもたちが、母親が就労から解放される時間までどこで時を過しているのであるうか。地域のニードに応える中で存在する私立では、やはり長時間の保育を行なつて要求に応えている現状である。

一日八時間以上を保育所で過ごす子どもたちにとって、そして成長の基礎をつくる時代の子どもであるだけに、保育園における給食が保育所ではとくに重要視されているところが調理士のいる施設が、市立ではなく、私立で四五人四五ヶ所、他は雇用員でもつてこれをおぎなつていてる事実をどう考えたらよいであろうか。その上先に述べたような給食費用、おやつ代三円ということを考えあわせた場合、一番大切な保育上の問題が、無視されていると言えるのではなかろうか。市立では一日おきに、ハンド牛乳、それに果物少々という給食が行なわれているのが現状である。毎日の完全給食を行なつてゐる施設が、私立においても非常に少ないことを併せ考へると、これは保育以前の問題として、関係者の反省を期待するわけである。

先に述べた保育単価の中では、定員を守つての経営は非常に困難である。市立の場合は市費でもつて運営されているから、経営の心配はない。私立においては、職員を確保する為に、或いは施設の改

善、維持の為に、保育単価のみでは経営は困難である。そこで保育補助費とか、後援会費とか、いろいろ費用をつけて、利用者から保育料以外の費用を徴収したり、或いは、定員外に児童を入れ所さす、（定員厳守を、市は指示しているが）など、保育所の少ないと併せて、スクールバスの利用によって許せる限り、児童を多く収容する。手数のかからぬ年長児を多く入所さす、保育活動においても、画一的な一せい保育しか実施できない、いわゆる「保育所の幼稚園化」という世間の批判を生む現象を生んで来ている。

保育そのことについて、給食問題とあわせて、財政的に乏しい私

立保育所で○才、一才、二才児の保育が行なわれている事を、最後

に考えなくてはならないと思う。児童福祉法では、施設の長は、正当な理由の無い限り、市よりの委託は拒否することができないと規定している。そして地域の要望があれば、経営の基盤を地域の支持に求めている私立施設とは、創意と工夫によって、その要求に対応してゆかなくてはならない。しかし、独立した○才児、一才児保育室を設けた施設は数ヶ所に過ぎず、年長組に一人、二人とお客様として保育されている現状である。

また限られた施設に低年令児から、年長児まで、また幼児三〇人に保母一人、乳児九人に保母一人という予算の裏付けのもとでは、一方で、できるだけ手のかからぬ子どもを、定員外に自由契約児としてやみ入園をさせる中では、各年令をまぜた混合保育という姿ができるだけ無理ない姿でという配慮をしなければならない。そこで

は、年長児を中心に保育を行なえば、年少児が保育の中でそれされ、年少児を中心すれば、年長児が保育からはみだされ、子どもと、保母のいたちこつこがみられる。これは私立での保育者の毎日の悩みとして問題になっている。

以上のような問題の中で、私立保育園は、私立保育園連盟をつくって現状の問題解決の為に大阪市との話し合いをもつて来ている。僅かではあるが運営補助金、乳児施設整備補助金、保母の研修費など逐年補助金の交付を見るにいたり、昭和三十八年度では約一千万円に及ぶ各種助成金を大阪市予算に計上をみるに至った。

保育所の研究組織

研究組織については、大阪市立保育所では、市立保母を中心と言語、生活指導、音楽、絵画、自然の研究会が組織され、主任保母を中心には母親教育、健康の研究会が組織され毎年一月末の大阪市保育研究発表会を目標に研究活動がつづけられている。私立施設では、社会福祉協議会の保育連合会として、適宜研究会が行なわれ、また、私立保育連盟の中でも研修部が組織されて、大阪市と共催で研究会、研修会が適時行なわれている。費用は、市の補助と、連盟会費で行なわれる。その他、学者、現場の保母、利用者である父母の中から、関西保育問題研究会が組織され、機関紙の発行、保育講座（年一期）の開催、毎月の例会が行なわれ、最近新評論社より「新しい保育百科」として研究会活動がまとめられたのであった。